

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	1 - 1	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	50 - 3	不利益処分の種類	狩猟免許試験の受験禁止	
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (狩猟免許試験の停止等) 第五十条 管轄都道府県知事は、不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。 3 管轄都道府県知事は、第一項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて、狩猟免許試験を受けることができないものとする。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (免許試験の受験禁止の通知) 第五十七条 管轄都道府県知事は、法第五十条第三項の規定により免許試験の受験を禁止したときは、遅滞なく次に掲げる事項を環境大臣に通知するものとする。 一 当該禁止に係る者の住所、氏名及び生年月日 二 当該禁止の年月日及びその理由 三 当該禁止の期間</p>						